

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る施策について

1 新型コロナウイルス感染拡大防止対策バス・タクシー利用支援事業

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために実施する市民の日常生活に必要不可欠なバス・タクシーの運行における車内の衛生的な環境を確保する対策に要する費用の一部を補助することにより、市民が安心して公共交通を利用できる環境の整備を図る。

(2) 補助金額

市内のバス、タクシー及び介護タクシーの事業者が持つ車両数に次の額を乗じた金額
(補助対象経費の1/2の額が上限)

路線バス：1台当たり4万円 タクシー及び介護タクシー：1台当たり2万円

(3) 補助対象となる費用

申請日から令和3年3月31日までに必要な感染拡大防止対策に係る費用

- ・消毒・除菌対策に要する費用(消毒液などの消耗品購入費、業務委託料など)
- ・防護対策に要する費用(マスクなどの消耗品購入費、飛沫防護スクリーンの設置費用等)

(4) 令和2年10月末までの実績

支給決定件数 バス：160台 タクシー及び介護タクシー：232台

支給決定金額 10,971,168円

2 妊婦タクシー利用助成事業(健康課所管事業)

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染拡大防止に留意するために、公共交通機関の利用を躊躇する妊娠中の女性に対して、タクシー利用券を発行し、市内タクシー事業者のタクシーを利用する際に運賃の一部を助成することにより、妊婦に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止及び健康増進を図る。

(2) 助成内容

市内のタクシー事業者(市内7事業者+個人タクシー5者)で利用可能な500円分のタクシー利用券を、1人につき20枚交付。利用期限令和3年3月31日まで。

(3) 対象者

市内に住所を有する妊婦(一定の期間内に母子健康手帳の交付を受けた、市内に転入した等の要件あり)

(4) 令和2年10月末までの実績

タクシー利用券交付人数 窓口にて手渡し：223人 郵送による交付：721人

利用券(1枚500円)の利用実績 2,018枚 1,009,000円

以上